

独立行政法人制度を問い直す

小滝豊美

独立行政法人（独法）制度は、1990年代後半の橋本政権による「橋本行革」の一環として、中央省庁から現業・サービス部門を切り離す目的で作られた。国家公務員定数を10%削減することが「橋本行革」の方針に含まれ、独法化はその手段の一つでもあった。後継の小渕内閣は国家公務員定数の削減枠を10年間で25%に拡大した。独法制度発足時に独法化された組織だけではこの数字を達成するには不十分だったので、「巻き添え」のようにして、国立大学も法人化された。このように、事の起こりからして「削減」「効率化」を強く指向した制度作りが行われた。その典型が、運営費交付金を前年度額に一定の係数をかけることで、機械的に削減する算定ルール（計算式）である。詳しくは笠松論文の注5)を参照されたい。この式には、「政策的に増減させる項」も含まれるが、原則的には業務の評価に関係なく予算が自動的に削減される。

独法の収入には運営費交付金に加えて施設整備補助金等があり、これらは主務省が財務省に要求する。つまり予算を通じて独法は主務省および財務省にコントロールされている。独立行政法人の「独立」は、画餅に過ぎない。予算や財務上の制約に縛られることが独法に様々な問題をもたらしていることは、本特集の4本の論文が共通して指摘することである。

加えて、笠松論文では「自主性」「自律性」という制度上謳われていることや、公務員の身分を有さない身分、つまり労働法制が当たり前適用される職場であるにもかかわらず労使自治が確立されていないことなど独法の職場の問題点を指摘する。長山論文は、国立大学の運営

が、単に運営費交付金の削減にとどまらず、競争的な運営費交付金の配分を通じて大学運営が政策的に誘導されることがもたらす危機を明らかにし、競争的資金配分の改善を提言する。横山論文は、地方自治体が設置する地方独立行政法人、特に独法化された試験研究機関および公立病院の問題を報告する。試験研究機関の地方独法化の「され方」の多様さに驚く。赤字でないのに「赤字だ」と地方独法化の理由にされそうな都立病院がある一方で、独法化されても収支が大きく黒字化するわけではないと分析されている。小滝論文では、国立研究開発法人におけるその名に値しない「改革」や成長戦略への国立研究開発法人の動員の有様を述べ、よりよい制度を構想する必要性を訴える。

独法の法的な定義には、その任務は「確実に実施されることが必要な事務および事業」とされている。しかし、業務評価の利用の中には「法人の存廃を含めた見直し」と書かれている（笠松コラム）。予算を削減され業務が十全に実施できなくなれば、それを理由に実施されるべき業務を消滅させることすら制度上あり得る。このような矛盾はすぐにでも解消しなければならない。

それぞれの独法は、目先の特定の政権への貢献ではなく、より広い意味で本来必要とされている業務、すなわち産業や国民生活への貢献を目指し活動すべきだ。現行制度の不合理さを周知し、広く国民の支持を得て、文字通りの独立性を担保する制度を確立する必要がある。本特集がその一助になれば幸いである。

（こたき・とよみ：JSA 国公立試験研究機関問題委員会，昆虫学）